

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1
		2	掘削工(面管理の場合)			I-1
		3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			I-1
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2
		2	盛土工(面管理の場合)			I-2
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-3
				多数アンカー式補強土工法		I-3
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I-3
1-2-3-6		堤防天端工			I-3	
第4節 道路土工						
	1-2-4-2	1	掘削工			I-4
		2	掘削工(面管理の場合)			I-4
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-5
		2	路体盛土工(面管理の場合)			I-5
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-5
		2	路床盛土工(面管理の場合)			I-5
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I-6
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-6

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種							
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-7	
				軽量鋼矢板		I-7	
				コンクリート矢板		I-7	
				広幅鋼矢板		I-7	
				可とう鋼矢板			I-7
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ			I-7
	3-2-3-6		小型標識工				I-7
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵			I-8
				転落（横断）防止柵			I-8
				車止めポスト			I-8
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール			I-8
		2	路側防護柵工	ガードケーブル			I-8
	3-2-3-9		区画線工				I-9
				熔融式カラー塗装			I-9
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標			I-9
				距離標			I-9
				防草シート			I-9
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工				I-9
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋			I-10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁			I-10
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工				I-11
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）			I-11
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工				I-11
	3-2-3-15		PCホーラスラブ製作工				I-12
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工				I-12
		2	PC押し出し箱桁製作工				I-13
	3-2-3-17		根固めブロック工				I-13
	3-2-3-18		沈床工				I-14
	3-2-3-19		捨石工				I-14
	3-2-3-22		階段工				I-14
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント			I-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント			I-15
3		伸縮装置工	埋設型ジョイント			I-15	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み			I-15	
	2	多自然型護岸工	かごマット			I-15	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご			I-16	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠			I-16	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工			I-16	
			プレキャストパイプ工			I-16	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17	
				L型側溝工		I-17	
				自由勾配側溝		I-17	
				管渠		I-17	
			2	側溝工	場所打水路工		I-17
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工			I-17
	3-2-3-30		集水樹工				I-18
	3-2-3-31		現場塗装工				I-18
	3-2-3			小段排水工	KH-1-1		I-18
				縦排水工	TH-1-1		I-18
				張りコンクリート工			I-18
				小段排水工	KH-1-2		I-19
				土工	遮水シート		I-19
				端止工			I-19
				橋梁補修工	ひび割れ補修工		I-19
	断面修復工			I-19			
	第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-20
					砕石基礎工		I-20
					割ぐり石基礎工		I-20
均しコンクリート						I-20	
3-2-4-3		1	基礎工（護岸）	現場打			I-20
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト	
3-2-4-4		1	既製杭工	既製コンクリート杭			I-21
				鋼管杭			I-21
				H鋼杭			I-21
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭			I-21
3-2-4-5			場所打杭工				I-21
3-2-4-6			深礎工				I-22
3-2-4-7			オープンケーソン基礎工				I-22
3-2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工				I-22
3-2-4-9			鋼管矢板基礎工				I-23
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-23	
				コンクリートブロック張り		I-23	
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-23	
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-24	
	4	コンクリートブロック工	天端コンクリート		I-24		
	3-2-5-4		緑化ブロック工				I-24
3-2-5-5		石積（張）工				I-25	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			I-25
			橋面防水工			I-25
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-26
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-27
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-27
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-28
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-28
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-29
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-29
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-30
		9	アスファルト舗装工	基層工		I-31
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-32
		11	アスファルト舗装工	表層工		I-33
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-34
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-34
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-35
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-35
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-36
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-36
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-37
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-37
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-38
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-38
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-39
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-39
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-40
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-40
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-41
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-41
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-42
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-42

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-43	
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-43	
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-44	
		9	排水性舗装工	基層工		I-44	
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-45	
		11	排水性舗装工	表層工		I-45	
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-46	
		3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-47
			2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-47
			3	透水性舗装工	表層工		I-48
			4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-48
			5	透水性舗装工	フィルター層		I-48
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-49	
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-49	
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-49	
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-50	
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-50	
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-51	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-51	
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-52	
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-52	
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		I-53	
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-53	
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		I-54	
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54	
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		I-55	
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55	
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		I-56	
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-56	
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		I-57	
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-57	
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-58	
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-58	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		I-59
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		I-59
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		I-60
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-60
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		I-61
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-61
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-62
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-62
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-64
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-65
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65
		5	ブロック舗装工	基層工		I-66
	3-2-6-15	1	路面切削工			I-67
		2	路面切削工	(面管理の場合)		I-67
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-67
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-68
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		I-68

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-69	
	3-2-7-3		置換工			I-69	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			I-70
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			I-70
	3-2-7-5		パイルネット工			I-70	
	3-2-7-6		サンドマット工			I-71	
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			I-71
				ペーパードレーン工			I-71
				袋詰式サンドドレーン工			I-71
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			I-71
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			I-72
				高圧噴射攪拌工			I-72
				スラリー攪拌工			I-72
				生石灰パイル工			I-72
3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）による管理の場合		I-73	
			3	固結工	中層混合処理		I-73
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-74	
				鋼矢板		I-74	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-74	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-74	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-74	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-75		
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			I-75	
3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			I-75		
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		I-76~77	
				鋳造費(大型ゴム支承工)		I-78	
				仮設材製作工		I-78	
				刃口金物製作工		I-78	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		I-79~80	
				シミュレーション仮組立検査を行う場合		I-79~80	
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		I-81	
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)		I-82-①~②		
	3-2-12-4		検査路製作工			I-83	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-83	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-84	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-84	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-84	
3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-85		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-85
	3-2-12-11		工場塗装工			I-86
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		I-87
				ケーブルクレーン架設		I-87
				ケーブルエレクション架設		I-87
				架設桁架設		I-87
				送出し架設		I-87
				トラベラークレーン架設		I-87
	3-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		I-88
				架設桁架設		I-88
			架設工支保工	固定		I-88
				移動		I-88
			架設桁架設	片持架設		I-88
				押し出し架設		I-88
第14節 法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-88
				張芝工		I-88
				筋芝工		I-88
				市松芝工		I-88
				植生シート工		I-88
				植生マット工		I-88
				植生筋工		I-88
				人工張芝工		I-88
				植生穴工		I-88
				2	植生工	植生基材吹付工
	客土吹付工		I-88			
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-89
				モルタル		I-89
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-90
				現場吹付法枠工		I-90
	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-90	
	3-2-14-6		アンカー工		I-91	
第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-91
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		I-92	
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		I-92
				多数アンカー式補強土工法		I-92
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-92
	3-2-15-4		井桁ブロック工		I-93	
第16節 浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-93
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I-94
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		I-94
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		I-94	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-70	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-70	
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-72	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-20	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-20	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-95	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-24	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23	
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-88	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				かご枠		3-2-3-27羽口工	I-16
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	I-23	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-95	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-95	
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-96	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第4節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I-72	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工			I-96
				ヒューム管			I-96
		2	函渠工	P C管			I-96
				コルゲートパイプ			I-96
				ダクタイル鋳鉄管			I-96
		P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工		I-16		
6-3-5-7		翼壁工			I-97		
6-3-5-8		水叩工			I-97		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-78
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-4-6-7		床版工			I-97
	6-4-6-8		堰柱工			I-97
	6-4-6-9		門柱工			I-97
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-97
	6-4-6-11		胸壁工			I-97
第6節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-97
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-97
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-87
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-131～132
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-94
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-40
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-46
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-78
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79~ 82-②
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 工場製作工	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-85	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-78	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86	
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I-97	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I-97	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I-97	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I-97	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-97	
	6-5-6-13		閘門工			I-97	
	6-5-6-14		土砂吐工			I-97	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22	
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
6-5-7-8			堰本体工			I-97	
6-5-7-9			水叩工			I-97	
6-5-7-10			土砂吐工			I-97	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			I-98
第9節 管理橋下部工		6-5-9-2		管理橋橋台工			I-98
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87	
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-87	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I -87
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I -87
	6-5-10-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	I -87
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	I -131 ~132
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	I -18
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	I -94
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I -14
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I -132
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I -133
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I -133
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I -133
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工)	I -10
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	I -11
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	I -11
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	I -11
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	I -131 ~132
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	I -88
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	I -88
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	I -94
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I -132
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I -132
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	I -12
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	I -131 ~132
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	I -12
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	I -132
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I -14
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I -132
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I -133
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I -133
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I -133
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I -8
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	I -14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I -5
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I -21
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I -21

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 機場本体工	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-4-6		本体工			I-99
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-99
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-99
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I-99
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I-100
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	I-25
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I-100
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
根固めブロック				3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I-100
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I-100
	6-7-5-6		側壁工			I-100
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I-100
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-20
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I-3
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I-95
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I-96

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I-88
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-23
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I-17
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	I-18
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5緑石工	I-7
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-70
	7-1-4-3		バイルネット工		3-2-7-5バイルネット工	I-70
	7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-101
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-101
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-101
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-102
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-102
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-102
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-102
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-17
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I-17
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17	
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18	
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-103	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-103	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-103	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-104	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	7-2-5-9		石枠工			I-104	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-104	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-105
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			I-105
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			I-105
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I-106
		2	セルラー工	セルラー工据付			I-106
3		セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			I-106	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-106	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-107	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I-107	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-107	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I-103	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I-105	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I-106	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-104	
第4章 浚渫（海）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-94	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第3節 砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I-107

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	I-82-①～②
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			I-108
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			I-108
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-108
	8-1-8-8		水叩工			I-109
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		I-109
				透過型		I-110-①～②
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-111
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-109
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	8-1-12-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-95
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-108
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-109
	8-2-5-8		魚道工			I-111
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
かごマット				3-2-3-26多自然型護岸工	I-15	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第3章 斜面対策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	I-91
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I-92
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-93
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I-118
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-111
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	8-3-6-6		現場水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I-112
	8-3-7-5		集水井工			I-112
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	I-22
	8-3-9-6		合成杭工			I-112

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-113
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-113
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-114
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-115
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-116
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-116
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-116
	9-2		フィルダム(洪水吐)			I-117
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-117

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-118
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-69
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-69
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-71
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	I-71
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-71
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-72
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-92
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-93
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-118
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-118
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-118

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-119
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-119
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-119
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-119
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-69
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-69
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-40
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-46
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-64
	10-2-4		歩道路盤工			I-120
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-120
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-120
	10-2-4		歩道舗装工			I-120
	10-2-4		取合舗装工			I-120
	10-2-4		路肩舗装工			I-120
	10-2-4		表層工			I-120
	第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-2-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
10-2-5-5			集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
10-2-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
10-2-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
10-2-5-8			排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
10-2-5-9			排水性舗装用路肩排水工			I-121
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-121
				ラバーシュー		I-121
				アンカーボルト		I-121
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-121
		2	大型標識工	標識柱工		I-121

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-122
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-122
		3	ケーブル配管工	保護砂		I-122
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-123
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-78
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-123
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
第6節 橋台工	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-124 ~125
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-23
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-126 ~127
				重力式		I-126 ~127
半重力式					I-126 ~127	
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-128 ~129	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-22
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-23
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-130
		2	橋脚フーチング工	門型		I-130
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I-130
		2	橋脚架設工	門型		I-131
	10-3-8-11		現場継手工			I-131
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-20
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-95
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-24
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-25
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
かご枠				3-2-3-27羽口工	I-16	
連節ブロック張り				3-2-5-3連節ブロック張り	I-23	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-85
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-131
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-79～82-②
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-84
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		
2		支承工	ゴム支承			I-132
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-94
第8節 橋梁附属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-132
	10-4-8-5		地覆工			I-132
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-133
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-133
	10-4-8-8		検査路工			I-133
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-21
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-21
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-130
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-130
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13架設工（鋼橋）	I-87
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-85
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-84
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-83
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-83
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-11
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	10-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-133
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	I-13
	10-5-12-3		架設工(押し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-134
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-134
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-135
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-135

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 覆工	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-135
第6節 インパート工	10-6-6-4		インパート本体工			I-136
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-136
	10-6-8-5		明り巻工			I-137
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-86
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-138
	10-11-6-4		カラー継手工			I-138
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-138
		2	防水工	防水保護工		I-138
3		防水工	防水壁		I-139	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-139
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2	1	管路工	管路部		I-139
		2	管路工	管路部		I-140
	10-12-5-3	1	プレキャストボックス工	特殊部		I-140
		2	プレキャストボックス工	特殊部 沈下マンホール		I-140 I-140
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		I-140
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-140
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	I-139 ~140
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-140
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I-141
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		I-141
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	10-14-4-7		路上再生工			I-141
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-121
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-122
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-118
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
		10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-142
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-84
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-67
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-67
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-141
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-68
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-141
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-5		集水枘・マンホール工		3-2-3-30集水枘工	I-18
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8

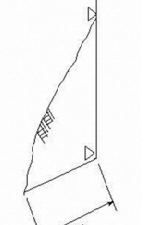
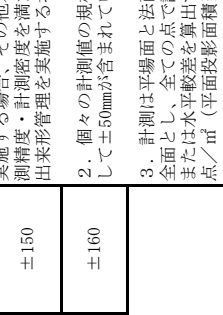

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-121
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-122
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-123
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-91
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-92
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-23
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-25
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-118
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-88
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-89
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-90
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-91
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I-118
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I-118
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I-119
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I-142
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【下水道編】

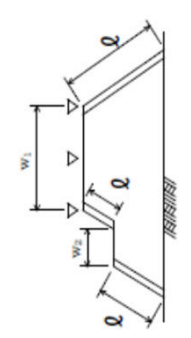
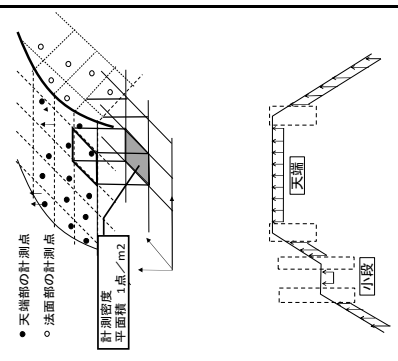
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
下水道						I - 143

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2カ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に規定する基準高は掘削部の両端で測定。基準高は掘削部の両端で測定。</p>		1-2-3-2
						法長ℓ	-200			
							法長-4%			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-2
						法面 (小段含む)	±70			
						個々の計測値	±150			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		1-2-3-2
						法面 (小段含む)	±70			
						個々の計測値	±300			

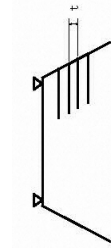
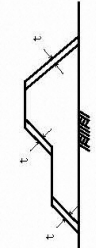
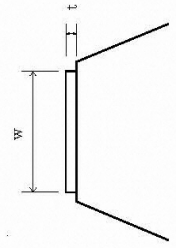
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法層で測定。</p>		1-2-3-3	
						法長ℓ	-100				
						法長ℓ	法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂	-100				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 -50	個々の計測値 -150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-3-3
						法面 4割<勾配	平均値 -50	個々の計測値 -170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	平均値 -60	個々の計測値 -170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの					

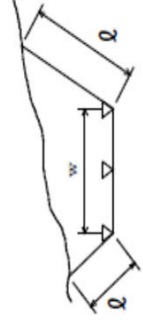
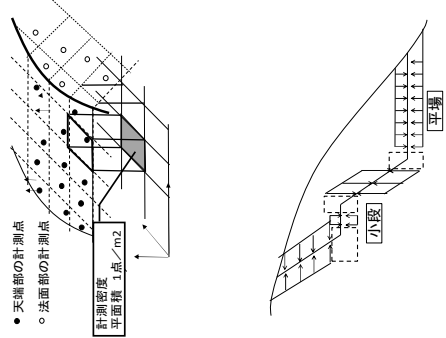
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
						厚さ t				
						幅 w				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			

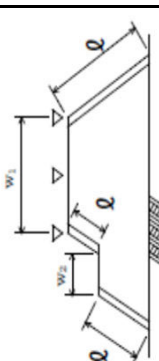
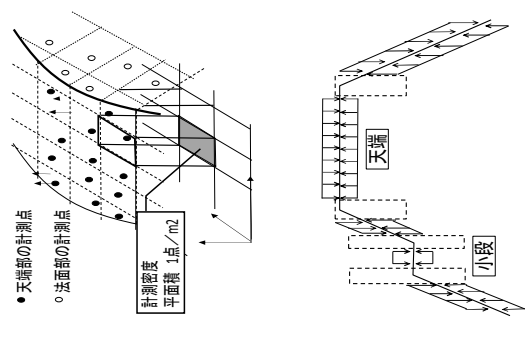
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2カ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-2
						法長 l	-200			
							法長-4%			
						幅 w	-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設け面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		1-2-4-2
						法面 (小段含む)	個々の計測値 ±150			
						法面 (軟岩I) (小段含む)	±160			
							±330			

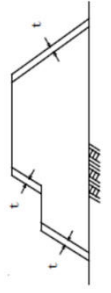
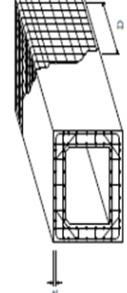
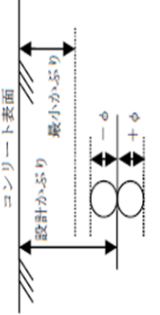
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1カ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2カ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		<p>1-2-4-3 1-2-4-4</p>
						法長 Q	-100			
						幅	法長-2%			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		<p>1-2-4-3 1-2-4-4</p>
						法面 (小段含む)	±80			
						個々の計測値	±150			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)		厚さ t	※-30	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中で測定。</p> <p>※土羽打ちのある場合に適用。</p>		1-2-4-5
1	3	7	4		組立て		平均間隔 d	±φ	<p>$d = \frac{D}{n-1}$</p> <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする</p> <p>φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、必要に応じて「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	  <p>※かぶりとは、鉄筋の最外線からコンクリート表面までの距離をいう</p>	1-3-7-4
							かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 ℓ	100			
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
						設 置 高 さ H	設計値以上			
						基礎				
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6
						幅w(D)	-30			
						高 さ h	-30			
					根入長	設計値以上				

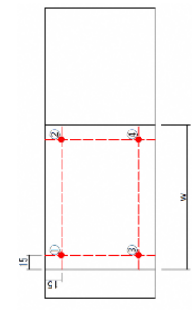
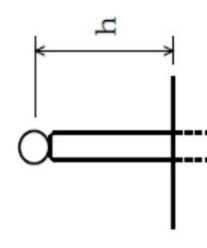
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-7
						高さ h	-30			
						パイプ取付高 H	+30 -20			
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8
						高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケープル)	基礎	-30	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8
						高さ h	-30			
						延長 L	-100			
						ケープル取付高 H	+30 -20			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所アスタトピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工 (溶融式)カ-塗装)	厚さ t	設計値以上 (1.5mm以上)	各線種毎に、1箇所アスタトピースにより測定。		3-2-3-9区画線工 に準拠
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (防草シート)	重ね幅 (W)	設計値以上	1施工箇所/1回		3-2-3-9区画線工 に準拠
						シート固定ピン本数	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表 II.5.5各塗料の標準使用量と 標準膜厚」の標準使用量以 上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、 各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前 に概入量(先掛数)と、塗付作業終了時に 使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以 上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ 1	±8			
						横方向の曲がり δ 2	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10... L ≤ 10m ± L / 1000... L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ 1	±8			
						横方向の曲がり δ 2	±10			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレンション 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合 は、製造工場の発行するJISに基づく試験 成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボルト（工場製）のプレキャスト製品は全ての工種において対象（外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ}$ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレンション 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	2	3	15		P.C.ホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり高さと中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のポット（工場製作のプレキャスト工種は全て対象外）の鉄筋の配筋状況及びは、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び傾」も併せて適用する		
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$					
						厚さ t	$-10 \sim +20$					
						桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{か} \nabla$ -30mm 以内					
						基準高 ∇	± 20				桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり高さと中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）	
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$					
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$					
						内空幅 w_3	± 5					
						高さ h_1	$+10$ -5					
						内空高さ h_2	$+10$ -5					
桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{か} \nabla$ -30mm 以内											
3	2	3	16		P.C.箱桁製作工	基準高 ∇	± 20		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のポット（工場製作のプレキャスト工種は全て対象外）の鉄筋の配筋状況及びは、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び傾」も併せて適用する			
幅（上） w_1	$-5 \sim +30$											
幅（下） w_2	$-5 \sim +30$											
内空幅 w_3	± 5											
高さ h_1	$+10$ -5											
内空高さ h_2	$+10$ -5											
桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{か} \nabla$ -30mm 以内											

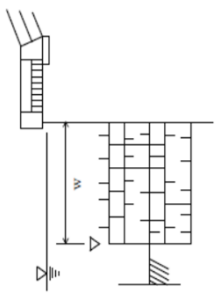
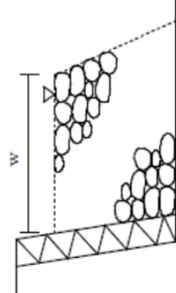
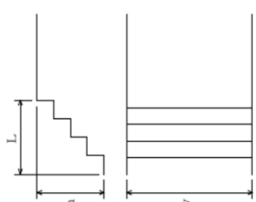
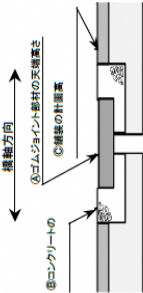
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工		幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長(m)		3-2-3-16 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボート(工場製作のプレキャスト工種)の鉄筋の配筋状況及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び「傾」も併せて適用する
							幅(下) w_2	-5~+30			
							内空幅 w_3	±5			
							高さ h_1	+10 -5			
							内空高さ h_2	+10 -5			
							桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30 \text{mm}$ 以内			
3	2	3	17		根固めブロック工		基準高 ∇	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-3-17
							層積				
							厚さ t	-20			
							幅 W_1, W_2	-20			
							延長 L_1, L_2	-200			
							基準高 ∇	± t/2			
							乱積				
延長 L_1, L_2	- t/2										
		tは根固めブロックの長さ									

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	18		沈床工		基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18
							幅 w	±300			
							延長 L	-200			
3	2	3	19		捨石工		基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	2	3	22		階段工		幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
							高さ h	-30			
							長さ L	-30			
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（縮軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
							表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

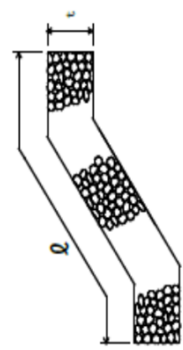
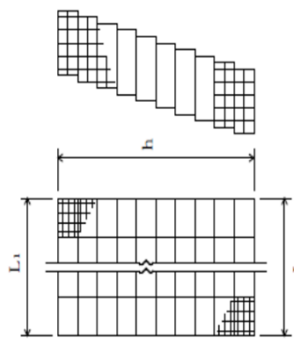
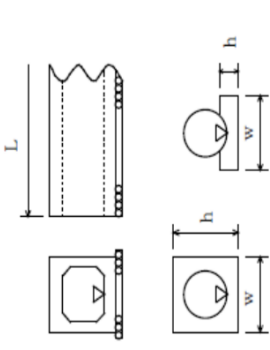
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガンジョイント)		高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	
							橋軸方向各点 高低の相対差	3				
							表面の凹凸	3				
							歯咬み面の歯咬み合い部の高低差	2				
							歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁	±2				
							歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂	±5				
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2				
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)		表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3				
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)		基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
							法	長さ ℓ				-200
							延	長さ L				-200
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)		法	長さ ℓ	-100		3-2-3-26	
							厚	長さ t	-0.2 t			
							延	長さ L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						$\ell \geq 3m$	-100			
						厚さ t	-50			
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延長 L1, L2	-200			
3	2	3	28		アレキヤストカルバート工 (アレキヤストボックス工) (アレキヤストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合		3-2-3-28
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			

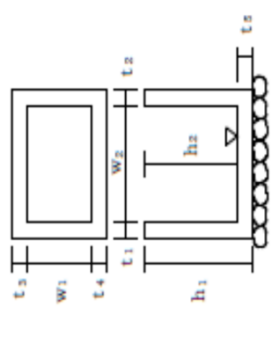
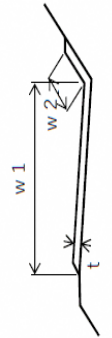
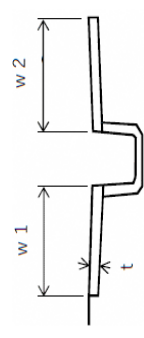
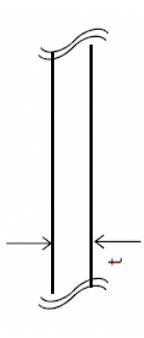
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)		基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所に、 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
							延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)		基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	
							厚さ t_1, t_2	-20				
							幅 w	-30				
							高さ h_1, h_2	-30				
							延長 L	-200				1施工箇所毎
							基準高 ∇	±30				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、 延長40m (または50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
幅 w_1, w_2	-50											
深さ h	-30											
延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。										
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)		基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、 延長40m (または50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-29		
幅 w_1, w_2	-50											
深さ h	-30											
延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。										

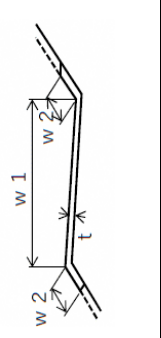
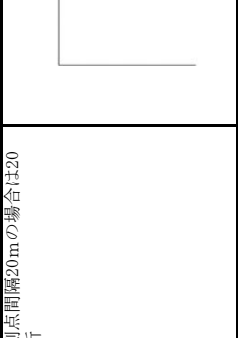
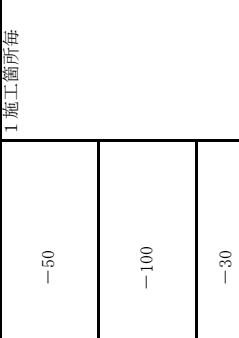
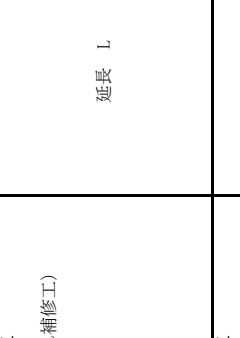
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	30		集水排水工		基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
3	2	3	31		現場塗装工		塗膜厚	塗膜厚の評価基準(案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-3-31
							厚さ	-20			
							幅	-30			
							厚さ	-20			
							幅	-30			
3	2	3			小段排水工 (KH-1-1)		厚さ	-20	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(塙所打水路工)に準拠
							幅	-30			
							厚さ	-20			
							幅	-30			
3	2	3			縦排水工 (TH-1-1)		厚さ	-20	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(塙所打水路工)に準拠
							幅	-30			
							厚さ	-20			
							幅	-30			
3	2	3			張コンクリート工		厚さ	-20	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(塙所打水路工)に準拠

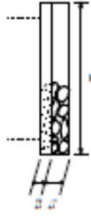
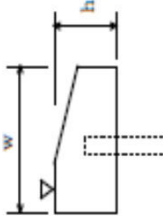
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3			小段排水工 (KH-1-2)		長さ	-20	施工延長4.0mにつき1箇所、施工延長4.0m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所打木路工)に準拠
							幅	-30			
3	2	3			土工 (遮水シート)		重ね幅	設計値以上	施工延長25m(測点間隔20mの場合は20m)につき1箇所		
3	2	3			端止工		法長 (L<3m)	-50	1 施工箇所毎		3-2-15-1場所打 擁壁工に準拠
							法長 (L≥3m)	-100			
							幅	-30			
							高さ	-50			
3	2	3			橋梁補修工 (ひび割れ補修工)		延長 L	設計値以上	全箇所		
							延長 幅 W	設計値以上			
3	2	3			橋梁補修工 (断面修復工)		延長 幅 W	設計値以上	全箇所		

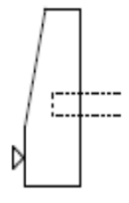
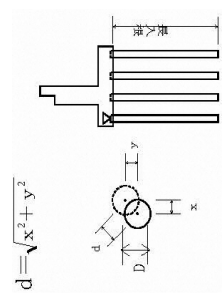
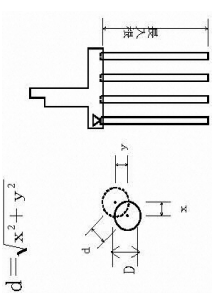
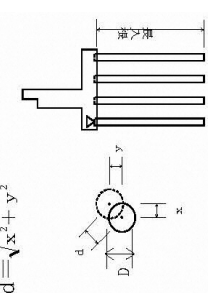
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

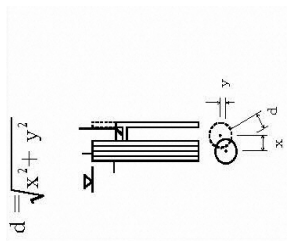
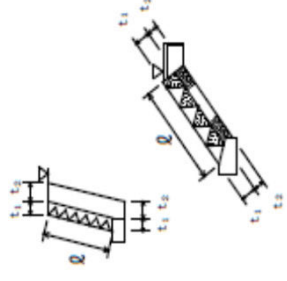
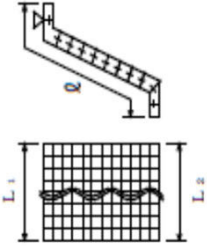
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-4-3
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径(公称径) -30以上			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※7ヶ付ブレードの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、セルフリニアの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径(公称径)以上※			
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-7
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	2	一般施工	4	基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9									
						根入長	設計値以上												
						偏心量 d	300以内												
3	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3									
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50								
							ℓ ≥ 3m				-100								
						厚さ(ブロック積張) t ₁	-50												
						厚さ(裏込) t ₂	-50												
						延長 L	-200												
						3	2				一般施工	5	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
															法長 ℓ	-100			
															延長 L1, L2	-200			

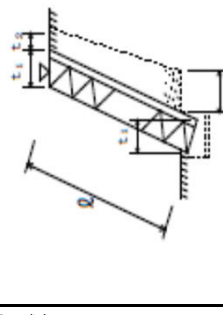
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所に つき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	5	3	4	コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所に つき2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-5-4 擁壁工に準拠
						厚さ t	-20			
						延長 L	-200			
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所に つき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
					法長 ℓ	$\ell < 3m$				-50
						$\ell \geq 3m$				-100
厚さ(ブロック) t_1	-50									
厚さ(裏込) t_2	-50									
延長 L	-200									

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	一般施工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-5-5-6
						法長ℓ	-50			
						厚さ(石積・張) t ₁	-100			
						厚さ(裏込) t ₂	-50			
						延長 L	-200			
3	2	一般施工	6	4	橋面防水工(シート系 床版防水層)	シートを重ね幅	-20～+50	<p>標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認</p>		3-2-6-6-4
						コンクリート床版面の乾燥状態	良好			
3	2	一般施工	6		橋面防水工	清掃状態	良好	<p>300m²を超えない範囲で1日1回実施。重ね幅の標準値を100mmとする。</p>		<p>10cm程度以上の気泡が生じた場合は、キリなどで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを塗布すること。</p>
						水分量(%)	10%以下			
						床版防水面のはがれ	異常なし			
						シワ	異常なし			
						気泡	異常なし			
キズ	異常なし									
重ね幅(W)	-20 , +50									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ いとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-2-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高 較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -	-10 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -	-10 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは細り起こして測定。ただし、幅は設計図書に規定する測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことと、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。値の平均値は適用しない。	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規格の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
3	2	6	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ 幅	-15 -50	-20 -50	-5 -	-7 -	工事規格の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬといとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータの平均値が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-36	-45	-5	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
											<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以上	-12	小規模以上	-3	小規模以下	-4
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-25	小規模以上	-	小規模以下	-
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以上	-12	小規模以上	-3	小規模以下	-4
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	幅	中規模以上	-25	中規模以上	-25	小規模以上	-	小規模以下	-

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均									
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-7	中規模以下	-9	中規模以上	-2	小規模以下	-3	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	
						平坦性	中規模以上	-	小規模以下	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直 読式(足付き) (σ)1.75mm以下	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-17	中規模 以下	-20	中規模 以上	-2	小規模 以下	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている 3. 計測は設計幅員の内側全面として、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
							中規模 以上	-17	中規模 以下	-20	中規模 以上	-2	小規模 以下	-3			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40	±50	—	—	—	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合が該当する	3-2-6-8		
							-45	-45	-15	-15	—	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
3	2	6	8	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場台、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
					厚さあるいは標高較差	小規模以下	±90	小規模以下	+50 -15	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
3	2	6	8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上	±90	中規模以上	+40	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
					幅	小規模以下	±90	小規模以下	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})								
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書上の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8				
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理 工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅			-50	-50	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
						厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅	-50	-50	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})								
3	2	6	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-54	中規模 以下	-63	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-8
					厚 さ	-15	-20	-5	-7							
3	2	6	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定 処理工)	幅	-50	-50	-	-	-	-	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8		
					幅	-50	-50	-	-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)							
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>
						1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。										
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-25	中規模 以上	—	小規模 以下	—		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{x}_n)						
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-20	中規模 以下	-25	小規模 以上	-3	小規模 以下	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さとの差とする。</p>
						3	土木工事共通編	3-2-6-8							
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			
						幅	-25	-25	-	-			3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直 読式(足付き) (σ)1.75mm以下	平坦性	3-2-6-8
3	土木工事共通編	3-2-6-8													

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-17	小規模 以下	-20	中規模 以上	小規模 以下	-3	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						平坦性	—	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(定付き) (σ)1.75mm以下	—	—	—	—		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	—	—	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15	—	—			—
						幅	-50	-50	—	—	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	中規模以下	小規模				
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±90	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場台、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+50 -15				
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)							
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理 工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅		-50		-50		-		-		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>	3-2-6-9
							中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	3-2-6-9				
							幅	-50	-50	-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模以上	-36	中規模以上	-45	中規模以上	-5	小規模以下	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-9
							中規模以上	-36	中規模以上	-45	中規模以上	-5	小規模以下	-7			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9				
							-25	-25	-	-							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)								
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-20	中規模 以下	-25	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p>	3-2-6-9
						厚 さ	-7	-9	-2	-3							
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	-	-	-	-	-	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9		
						厚 性	-	-	-	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直 読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{x}_n) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-17	小規模 以下	-20	中規模 以上	小規模 以下	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(定付き) (σ) 1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場台、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	中規模以上	±50	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書に測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
							小規模以下	—			
							t < 15cm	-30			
							t ≥ 15cm	-45			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高 較差	t < 15cm	+90 -70	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-10
							t ≥ 15cm	±90 -15			
							t < 15cm	+50 -10			
							t ≥ 15cm	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -9	中規模以上 -3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m 毎に1ヶ所コア一採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-10
						幅	-25	-			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場面に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-10
3	2	6	10	5	透水性舗装工 (フィルター層)	基準高▽	±50		基準高は、片側延長40m毎に1箇所。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m以下の間隔。		3-2-6-10-1透 水性舗装工(路 盤工)に準拠
						厚さ(t)	-30				
						幅(W)	-100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-15	-20	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mm ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。
							小規模以下	-50	-5	-7		
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-36	-45	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
							小規模以下	-25	-12	-4		
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	-12	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mm ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。
							小規模以下	-25	-25	-		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{x}_{10})								
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-20	中規模 以下	-25	小規模 以上	-3	小規模 以下	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-2-6-11
						厚 さ	-7	-9	-2	-3							
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	-	-	-	-	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11		
						厚 性	-	-	-	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均									
3	2	6	11	6	グーアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-17	中規模 以下	-20	小規模 以上	-2	小規模 以下	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差 平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(定付き) (σ)1.75mm以下	—	—	—							
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。割合について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12					
						厚 さ	—	-45	-15								
						幅	—	-50	—								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高 較差	±90	±90	+50 -15	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ 幅	-25 -30	-8	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差の平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。とともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
						厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以上			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差-平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ 幅	-25 -50	-30	-8 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の特記事項によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値(\bar{X}_{10})についても、10個の測定値の平均値(ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値(\bar{X}_{10})についても、10個の測定値の平均値(ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ 幅	-9 -25	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方が 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さ	-20	-27	-3			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	工事規模の考え方が 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-10	-25	-3.5			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	平 坦 性	—	—	—	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所の割で測定。平坦性は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。全延は各車線毎に版縁から1mの線上、全延の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。ことである。	3-2-6-12	
						目地較差	±2	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
						厚さあるいは標高 公差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 公差	-22	-3.5	コンクリートの硬 化後 3mプロファイルメー ターにより機械測 設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下	1. 3次元データによる出来形管理におい て「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」に基づき出来形管理を実施する 場合、その他基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度と して±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全て の点で標高値を算出する。計測密度は1点 /㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標 高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差 +平均値+設計厚さから求める高さとの差と する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未満あ るいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び 端部で測定。		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ±50 -45 -50	— -15 —		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車 線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。た 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延長80 m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未満あ るいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高 較差	±90	±90	+50 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
3	2	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ 幅	-25 -30	-25 -30	-8	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
						厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以上	小規模 以下		
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ 幅	-25 -50	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もししくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を測定しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さの測定値が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ 幅	-9 -25	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{x}_n) *面管理の場合は測定値の平均	標準偏差 (σ)			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	-20	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
							小規模 以上	-27	中規模 以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
							-35	—				幅
						平坦性	—	転圧コンクリート の硬化後、3mプロ ファイルメーターに より(σ)2.4mm以 下。				
						目地較差	±2					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理の現場(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差と平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	中規模 以上	-32	-4.5			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	目地較差	±2			工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない		
						基準高▽ 厚 さ 幅	±40	±50	—		—	—

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以上	小規模以下		
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満ありは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-50				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満ありは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 稀面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る	3-2-6-13
						幅	-50				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	中規模以下	小規模以下			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 小規模とは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
							-50	-	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 幅	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 小規模とは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
							-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均	規格値			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬ(X_{10})。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚 さ	-45	-15	-			
						幅	-50	-	-			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬ(X_{10})。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 　　さ	中規模 以上	-25	中規模 以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ (X ₁₀) についても、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	—	—	—			
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 処理工)	厚 　　さ	中規模 以上	-15	中規模 以下	-20	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ (X ₁₀) についても、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	—	—	—			

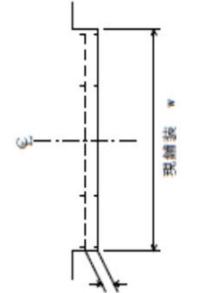




出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 　　さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値 (\bar{X}_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模 以上	-12	小規模 以下	-3		
							中規模 以上	-25				

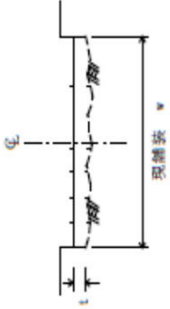
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	幅 w	-50	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16	
					延長 L	-100	-				
3	2	6	16	舗装打換え工	厚さ t	該当工種	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16	
					幅 w	-25	-				
3	2	6	16	舗装打換え工	延長 L	該当工種	-100	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16	
					厚さ t	該当工種	-				

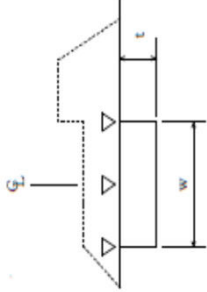
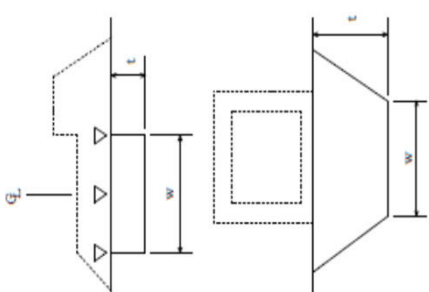
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	測定値の平均値(\bar{X})			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	—	3m ² プロファイルカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	
							平坦性	—	3m ² プロファイルカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			

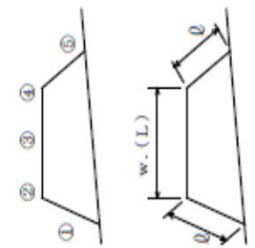
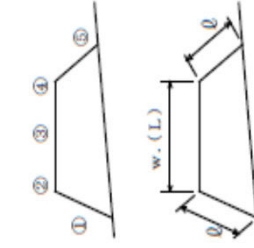
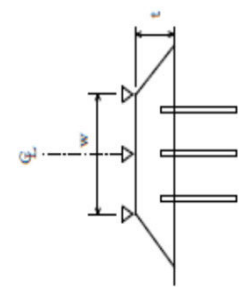
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

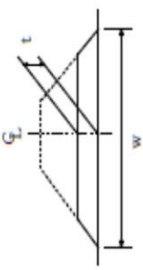
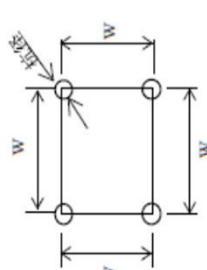
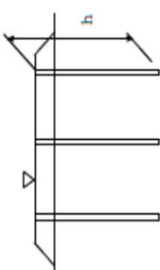
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
		天端延長 L	-500							
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端幅 w	-300			
		天端延長 L	-500							
3	2	7	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
		延長 L	-200							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	7		バーチャルドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレインの杭径は対象外とする。 全本数		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
3	2	7	8		縮固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレイン、袋詰式 サンドドレイン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	基準高 ∇	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			
							全本数 $L = \phi 1 - \phi 2$ $\phi 1$ は改良体先端深度 $\phi 2$ は改良端先端深度			

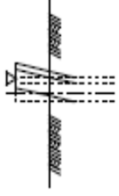
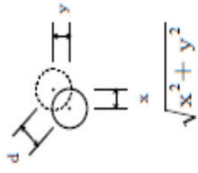
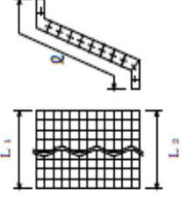
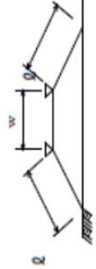
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数		3-2-7-9
						位置	D/8以内	施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残欠計測による確認は不要)		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔2.5mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1.0	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は 50m)以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3	2	1.0	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3	2	1.0	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-10-5
						延長 L1 L2	-200			
3	2	1.0	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1.0	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3	2	1.0	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
3	2	1.0	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																															
3	2	12	1	1	土木工事共通編	上下 接合部 用鋼構 造物と の孔	<table border="1"> <tr> <td>孔の直径差</td> <td>+2 -0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中心 距離</td> <td>ボスを基準 にした孔位置のずれ</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ドリル 加工孔</td> <td>ボスを基準 にした孔位置のずれ</td> </tr> <tr> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アンカー ボルト 用孔</td> <td>≤100mm</td> <td>+3 -1</td> </tr> <tr> <td>>100mm</td> <td>+4 -2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">セ ン タ ー ボ ス</td> <td>孔の中心距離※1</td> <td>JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※5 ボ ス</td> <td>ボスの高さ</td> <td>+1 -0</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上 省 の 橋 軸 及 び 橋 軸 直 角 方 向 の 長 さ 寸 法</td> <td>ボスの高さ</td> <td>+1 -1</td> </tr> <tr> <td>上省の橋軸及び橋軸直角方向 の長さ寸法</td> <td>JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全 移 動 量</td> <td>±2</td> </tr> <tr> <td>±ℓ/100</td> </tr> </table>	孔の直径差	+2 -0	中心 距離	ボスを基準 にした孔位置のずれ	1以下	ドリル 加工孔	ボスを基準 にした孔位置のずれ	1.5以下	アンカー ボルト 用孔	≤100mm	+3 -1	>100mm	+4 -2	セ ン タ ー ボ ス	孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13	ボスの直径	+0 -1	※5 ボ ス	ボスの高さ	+1 -0	ボスの直径	+0 -1	上 省 の 橋 軸 及 び 橋 軸 直 角 方 向 の 長 さ 寸 法	ボスの高さ	+1 -1	上省の橋軸及び橋軸直角方向 の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	全 移 動 量	±2	±ℓ/100	<p>製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照</p>		3-2-12-1
孔の直径差	+2 -0																																								
中心 距離	ボスを基準 にした孔位置のずれ																																								
	1以下																																								
ドリル 加工孔	ボスを基準 にした孔位置のずれ																																								
	1.5以下																																								
アンカー ボルト 用孔	≤100mm	+3 -1																																							
	>100mm	+4 -2																																							
セ ン タ ー ボ ス	孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13																																							
	ボスの直径	+0 -1																																							
※5 ボ ス	ボスの高さ	+1 -0																																							
	ボスの直径	+0 -1																																							
上 省 の 橋 軸 及 び 橋 軸 直 角 方 向 の 長 さ 寸 法	ボスの高さ	+1 -1																																							
	上省の橋軸及び橋軸直角方向 の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13																																							
全 移 動 量	±2																																								
	±ℓ/100																																								
										次頁に続く																															

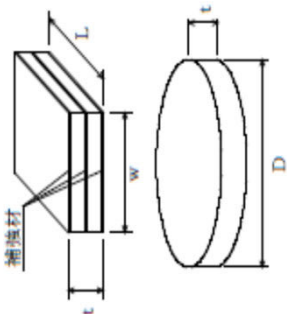
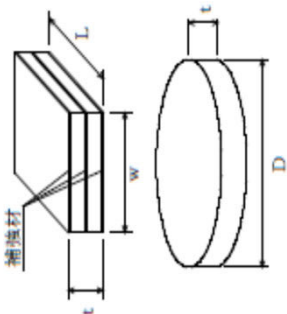
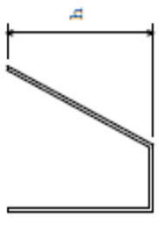
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	1	1	鋼支保工 (金属支保工)	組立高さH	±3			
						コンクリート	±3			
						上,下面加工仕上げ				
						H ≤ 300mm				
						H > 300mm	(H/200+3)/小数点以下切り捨て			
						普通寸法	JIS B 0403-1995 CT14			
						普通寸法	JIS B 0403-1995 CT15			
						普通寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
						普通寸法	JIS B 0417-1979 B級			
						普通寸法				

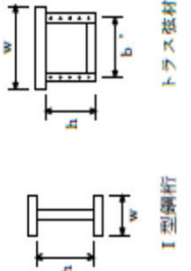



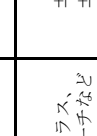


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅 w	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1									
						長さ L	0~+1%												
						直径 D	0~+15												
						厚さ t	t ≤ 20mm				±0.5								
							20 < t ≤ 160				±2.5%								
							160 < t				±4								
						平面度	w, L, D ≤ 1,000mm				1								
							1,000mm < w, L, D				(w, L, D) / 1,000								
						3 土木工事共通編	2 一般施工				12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材長 ℓ (m)	±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-1
															部 材				
刃 口 高 さ h (m)	±2... h ≤ 0.5 ±3... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4... 1.0 < h ≤ 2.0																		
	外周長 L (m)	±(10+L/10)																	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工			刃 口 高 さ h (m)	±2... h ≤ 0.5 ±3... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4... 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所を測定。						3-2-12-1			
								外周長 L (m)	±(10+L/10)										

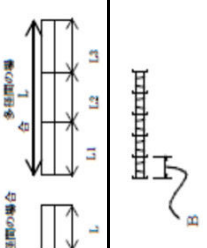
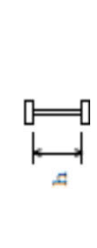
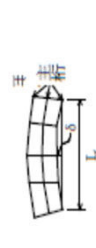



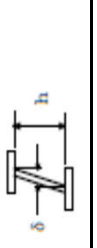
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要																			
							鋼桁等	トラス・アーチ等																					
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$	主桁・主槽 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組などに、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。			3-2-12-3																			
						鋼桁及びトラス等の部材の腹板 板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板高 (mm) b ：腹板又はリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)				3-2-12-3																	
						鋼桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデット フランジの直角度 δ (mm)	$b/150$							3-2-12-3															
						部材長 ℓ (m)	$w/200$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。								3-2-12-3													
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$											3-2-12-3											
						トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$													3-2-12-3									
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)														3-2-12-3							
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲りδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。																							
						部材精度																							

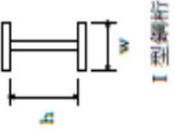
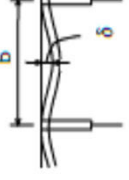
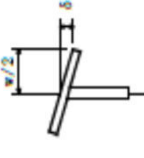
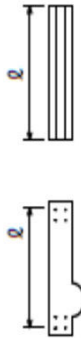
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
							鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション/仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	± (10+L)/10 ± (10+Ln)/10	各桁毎に全数測定。		3-2-12-3						
					主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4…… B≤2 ± (3+B)/2 …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。								
					主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ± (2.5+h/2) …… h>5	—		3-2-12-3						
					主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)		3-2-12-3						
					主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)		3-2-12-3						
					主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		3-2-12-3						
					主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)		3-2-12-3						
					現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数のL/2を測定。 L、δ2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		3-2-12-3						
					※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁</p>	3-2-12-3					
							腹板高 h (m)									
							板の平面度 δ (mm)	h / 250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)				
							箱桁等のフランジ鋼床版のデジキアプレート	b / 150								
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				主要部材全数を測定。				
							部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10								
							<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>									

出来形管理基準及び規格値

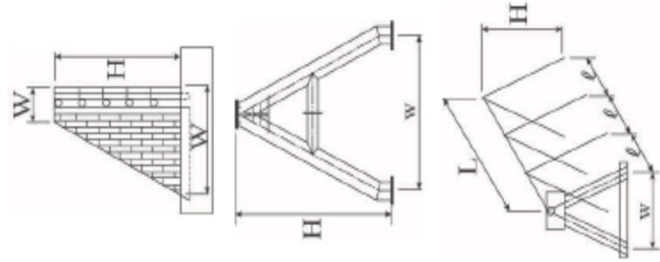
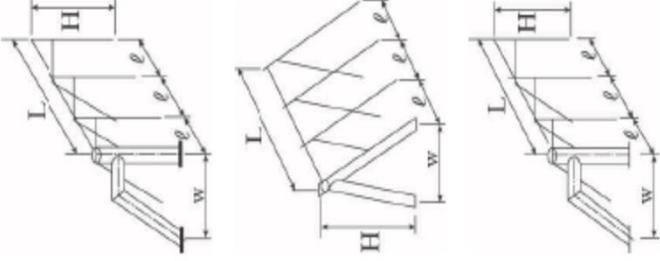
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

次頁に続く


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					

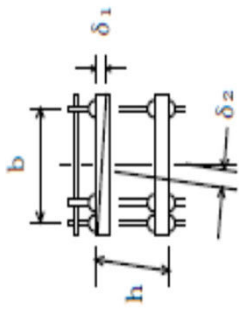
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	4		橋査路製作工	部材	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-12-4
						部材長 ϕ (m)				
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置と の高さの差 $\delta 1$ (mm) ファインガマーの食い違 い $\delta 2$ (mm)			

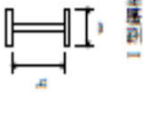



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	±3... $\phi \leq 10$ ±4... $\phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6
						部材長 ϕ (m)				
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	±3... $\phi \leq 10$ ±4... $\phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
						部材長 ϕ (m)				
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	b / 500	軸心上全数測定。		3-2-12-8
						上面水平度 $\delta 1$ (mm)				
						鉛直度 $\delta 2$ (mm)	h / 500			
						高さ h (mm)	±5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)…… 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	
						腹板高 h (m)					
						部材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9	
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	仮組立時 主桁のそり δ	-5 ~ +5 …L ≤ 20 -5 ~ +10 …20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9	
						部材	部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10




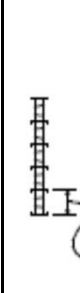



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	3	土木工事共通編
章	2	一般施工
節	12	工場製作工 共通
条	11	
枝番		
工 種	工場塗装工	
測定項目	塗膜厚	
規格値	塗膜厚の評価基準(案)による。	
測定基準	塗膜厚の評価基準(案)による。	
測定箇所		
摘要	3-2-12-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラスベラクレーン架設)	全長L (m) 支間長Ln (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+Ln/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L:主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B (m)	$\pm 4 \dots \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。h:主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ 1, δ 2のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が5mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13	橋架架設工		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—			
3	2	14	法面工 共通	1	植生工 (種子散布工) (播種工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工播種工) (植生穴工)	そ り	—			3-2-14-2
						切土法 法長 ℓ	-200			
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	$\ell < 5m$	法長の-4%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
						$\ell \geq 5m$	-100			
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	延 長 L	法長の-2%	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
						法長 ℓ	-200			
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	$\ell < 5m$	法長の-4%	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
						$\ell \geq 5m$	-200			
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	厚さ t	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		3-2-14-2
						厚さ t	-20			
3	2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	延 長 L	法長の-2%	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
						延 長 L	-200			

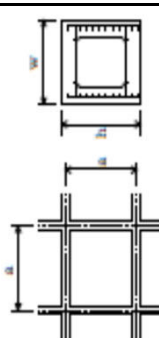
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のも のは1ヶ所、施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が 困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-3
						$\ell \geq 3m$	-100			
						t < 5cm	-10	<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ 所をせん孔により測定。</p>		
						t \geq 5cm	-20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚 は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以 上				
						延 長 L	-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることができる。</p>		

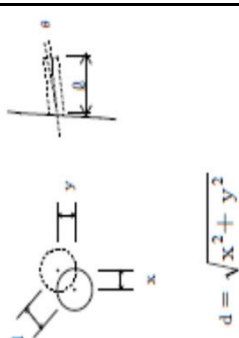
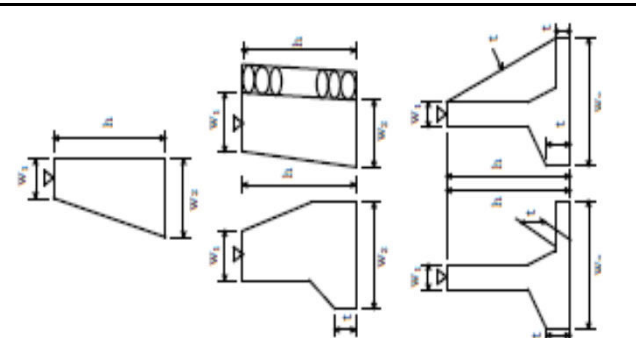
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法 長 ℓ	$\ell < 10m$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10m$	-200			
						幅	w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高	h	-30			
						枠中心間隔	a	±100			
						延	長 L	-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法 長 ℓ	$\ell < 10m$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
							$\ell \geq 10m$	-200			
							延 長 L	-200			
						2	一 般 施 工	4	2	法砕工 (ブレイクヤスト法砕工)	
延 長 L	-200										

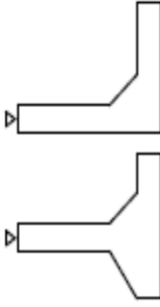
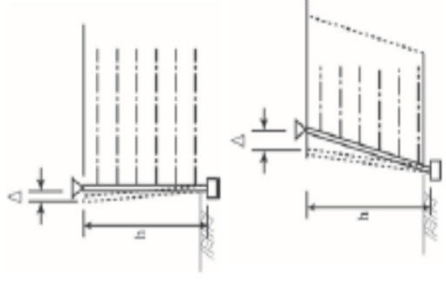
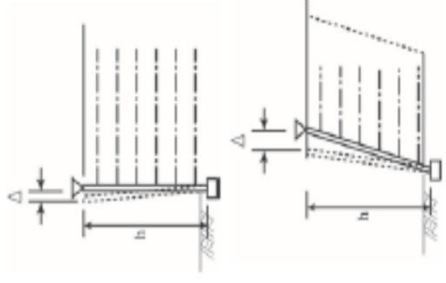
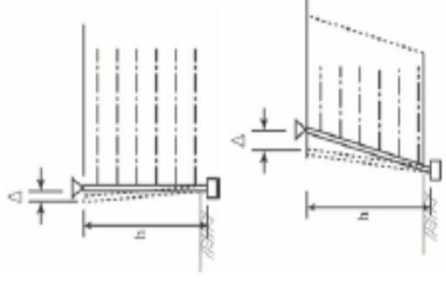
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		3-2-15-1	
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	15		擁壁工 共通	2	一般施工	プレキャスト擁壁工		3-2-15-2
								<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を、満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
3	土木工事共通編	2	15		擁壁工 共通	3	共通の工種	補強土壁工		3-2-15-3
								<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を、満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
3	土木工事共通編	2	15		擁壁工 共通	3	共通の工種	補強土(テールアルメ)壁工法(多数アンカー式補強土工法)		3-2-15-3
								<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を、満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
3	土木工事共通編	2	15		擁壁工 共通	3	共通の工種	補強土(ジョウテキキラストイルを用いた補強土工法)		3-2-15-3
								<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を、満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

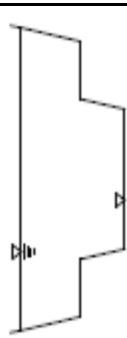
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長φ	-50				
						厚さt1, t2, t3	-100				
						延長L1, L2	-50				
							1 施工箇所毎				
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準値以下であること。		3-2-16-3
							500ps	-1000～+200			
							1000ps	-1200～+200			
							250ps	-800～+200			
							420ps	-1000～+200			
							600ps	-1000～+200			
							1350ps	-1200～+200			
							幅	-200			
							延長	-200			

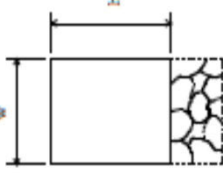
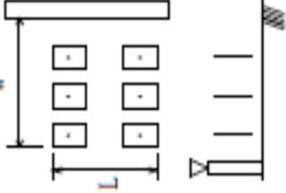
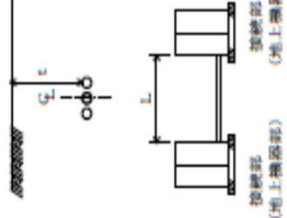
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、横断方向は、5m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						幅	-200			
						延長	-200			
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	標高較差	平均値 0以下 個々の計測値 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	
						基準高▽	±20			
						幅	0～+30			
3	2	18	2	床版工	床版工	厚さ t	-10～+20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10m ² に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2	
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	±10			
3	2	18	2	床版工	床版工	鉄筋の間隔	±20	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。	3-2-18-2	
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋の有効高さ 上記、鉄筋の有効高さ さかマイナスの場合	±10			

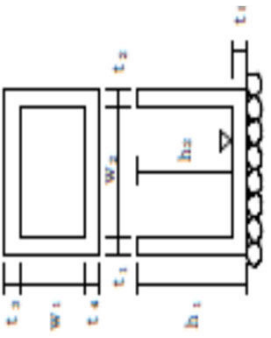
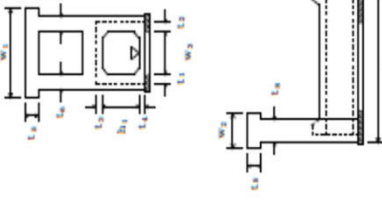

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付風物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6	河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8	杭出し水制工	基準高▽	±50	I 組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3	配管工	埋設深 t	0～+50	接続部(地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		6-1-13-3
						延長 L	-200			

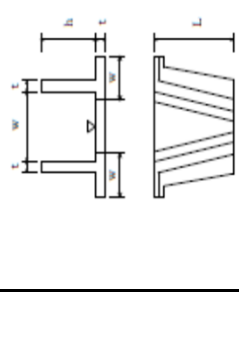
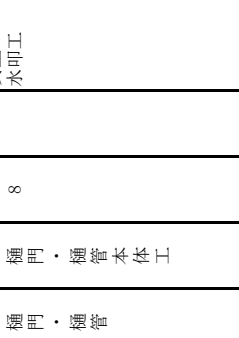
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	1	13	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	3	5	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ∇	± 30	柔構造部門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	± 30			
						延長 L	-200			
6	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		6-3-5-6
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3 樋門・樋管	7 8		敷設工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高▽	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	4 水門	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高▽	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	5 堰	13 14		開門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
						基準高▽	±30			
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	±30									
延長 L	-50									
6	河川編	5 堰	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-50			
						L < 20m	-50			
L ≥ 20m	-100									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	5	堰	8	魚道本工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
6	河川編	9	管理橋下部工		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 ℓ_1	-50			
						敷長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及びび中心線の変化	±50			

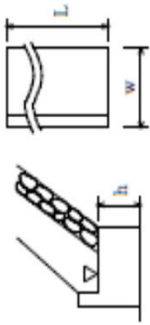
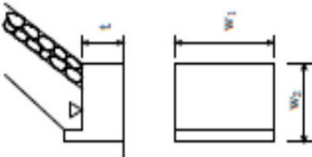
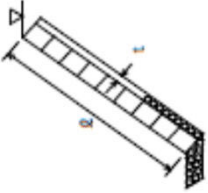
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	6	4	6		機場本体工 本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
6	6	4	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	6	5	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

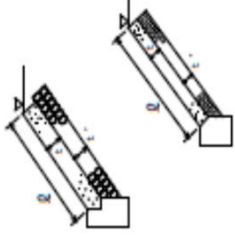
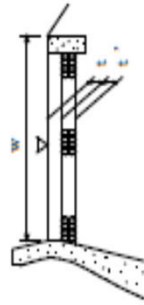
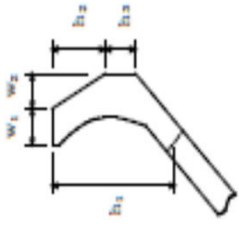
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		揚所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅	-30				
						高さh	-30				
						延長L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅w ₁	-20				
						ブロック横幅w ₂	-20				
						延長L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長ℓ	ℓ < 5m				-100
							ℓ ≥ 5m				ℓ × (-2%)
						厚さ t	-50				
						延長L	-200				

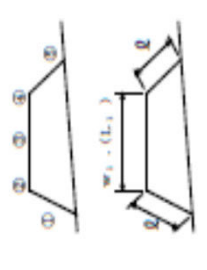
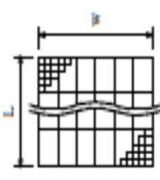
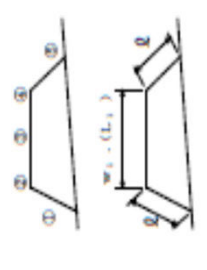
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5									
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50								
							ℓ ≥ 3m				-100								
						厚さ t	t < 100				-20								
							t ≥ 100				-30								
						裏込材厚 t	-50												
						延長 L	-200												
						7 河川海岸編	1 堤防・護岸				8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2
															幅 w	-50			
															厚さ t	-10			
基礎厚 t'	-45																		
延長 L	-200																		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工			基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。						7-1-9-3			
								幅 w ₁ , w ₂	-30										
								高さ h < 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50										
								高さ h ≥ 3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100										
								延長 L	-200										

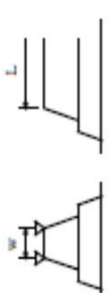
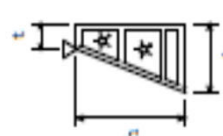
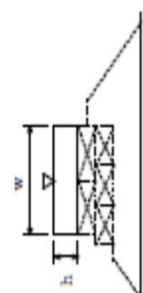
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
7	河川海岸編	突堤・人工岬	4		捨石工	本 均 し 表 面 均 し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 異形ブロック据付面(乱積)の高さ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。		7-2-4-4										
							±100													
							±500													
							±300													
							±500													
							±300													
							-100													
							-100													
							-200													
							7				河川海岸編	突堤・人工岬	5		吸出し防止工	幅 w 延 長 L	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
																	-500			
7	河川海岸編	突堤本体工	2		捨石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ 法 長 ℓ 天 端 幅 w_1 天 端 延 長 L_1	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。		7-2-5-2										
							±300													
							-100													
							-100													
							-200													
							-200													

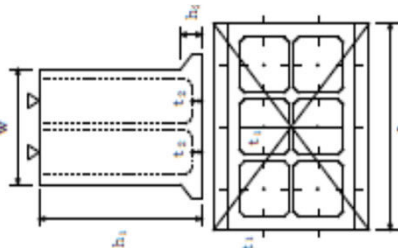
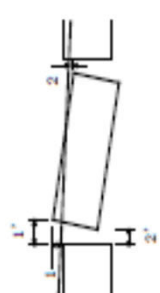
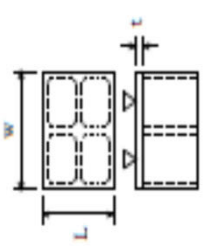
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						標準高▽	基本高▽	±300	±500			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5		海岸コンクリートブロック工	基本高▽	(層積) ブロック規格26t未満	±300	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						天端幅 w	(層積) ブロック規格26t以上	±300	±500			
						天端延長 L	(乱積)	±300	±500			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	9		石砕工	基本高▽	標準高▽	±50	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-9
						厚さ t	高さ h	-50	-50			
						延長 L	高さ h	-100	-100			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	10		場所打コンクリート工	基本高▽	標準高▽	±30	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-10
						幅 w	高さ h	-30	-30			
						延長 L	高さ h	-200	-200			

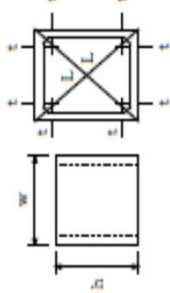
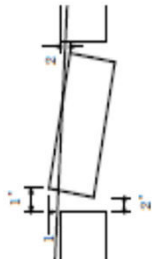
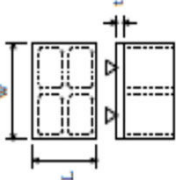
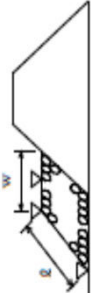
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
7	河川海岸編	2	5	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11									
						コンクリート	±50												
						壁厚 t ₁	±10												
						幅 w	+30, -10												
						高さ h ₁	+30, -10												
						長さ L	+30, -10												
						底板厚さ t ₂	+30, -10												
						フーチング高さ h ₂	+30, -10												
						法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2,000 t未満 ±100 ケーソン重量2,000 t以上 ±150				据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11						
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2,000 t未満 100以下 ケーソン重量2,000 t以上 200以下												
						7	河川海岸編				2	5	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートプロ ック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
															陸上	±30			
水中	±50																		
厚さ t	±30																		
幅 w	±30																		
長さ L	±30																		

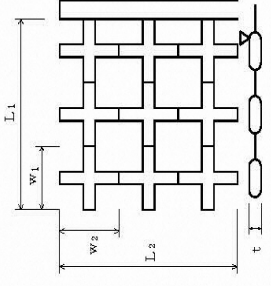
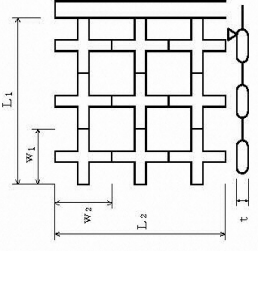
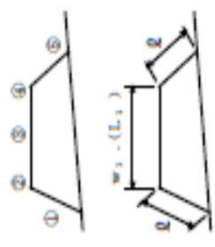
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	5	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅 w	+20, -10			
						高さ h	+20, -10			
						長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	5	2	セルラー工 (セルラー工掘付)	法線に対する 出入 1、2	±50	掘付後ブロック1個に2ヶ所 (各段毎)		7-2-5-12
						隣接ブロックとの 間隔1'、2'	50以下			
7	河川海岸編	2	5	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロッ ク	基 準 高▽	±30	1室につき1ヶ所 (中心)		7-2-5-12
						陸 上	±30			
						水 中	±50			
						厚 さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長 さ L	±30			
						異形ブロック掘付面 (乱積)の高さ	±500			
						異形ブロック掘付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	-100			
						天 端 幅 w	-100			
天 端 延 長 L	-200									
7	河川海岸編	2	6		捨石工	基 準 高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
						幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				


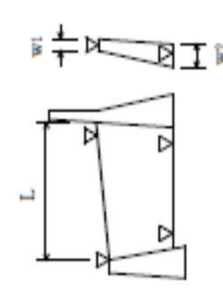
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
7	河川海岸編	2	2	3	6	根固め工	基礎	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1 施工箇所毎		7-2-6-3		
							高	± t / 2					
							厚	-20					
							幅	-20					
							乱	- t / 2					
							延長	-200					
		7	河川海岸編	2	7	3	7	消波工	基礎	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		7-2-7-3
									高	± t / 2			
									厚	-20			
									幅	-20			
									延長	-200			
									異形ブロック	±500			
7	河川海岸編	3	3	3	3	海城堤防 (人工リーフ、離岸堤、遊堤)	本	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。		7-3-3-3		
							均	±500					
							し	±300					
							異形ブロック	±500					
							異形ブロック	±300					
							異形ブロック	±500					
法	-100												
天	-100												
端	-200												

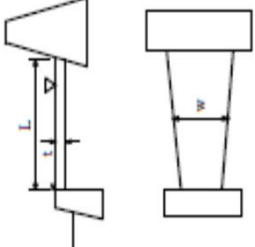
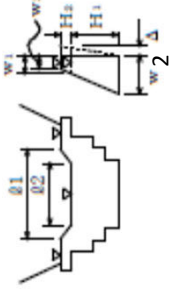
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	3	4		鋼製堰堰反設材製作工	部材	±3... 0 ≤ 10 ±4... 0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4
						部材長ℓ (m)				
8	1	8	4		コンクリート堰堰本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4
						天端部 堰幅	-30			
						水通しの幅 ℓ ₁ , ℓ ₂	±50			
						堰長 L ₁ , L ₂	-100			
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 W ₁ , W ₂	-30			
						長さ L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
8	1	8	8		水叫工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8				
						幅 w	-100							
						厚さ t	-30							
						延長 L	-100							
8	1	9	5	1	鋼製堰堰本体工 (不透過型)	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5				
						長さ ℓ_1, ℓ_2	±100							
						幅 w_1, w_3	±50							
						下流側倒れ △	±0.02H ₁							
						袖 高 ▽	±50							
						幅 w ₂	±50							
						下流側倒れ △	±0.02H ₂							
						水通し部								
						袖部								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所所で測定。		8-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			

次頁に続く

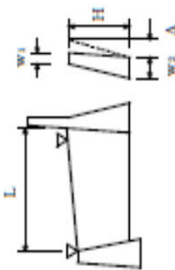
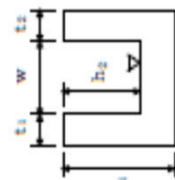
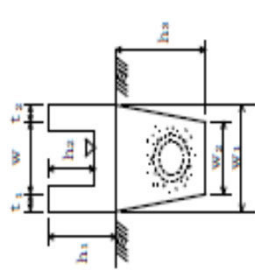
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)					

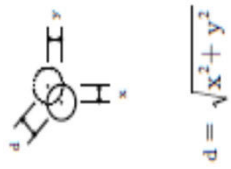
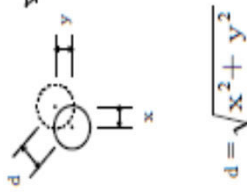
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防編	1 砂防堰堤	6		鋼製脚壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、軸高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	
						長さ L	± 100				
						幅 w_1, w_2	± 50				
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8	砂防編	2 流路	8		魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8	
						幅 w	-30				
						高さ h_1, h_2	-30				
						厚さ t_1, t_2	-20				
						延長 L	-200				
8	砂防編	3 斜面对策	4		山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	
						厚さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w_1, w_2	-50				
						高さ h_1, h_2	-30				
						深さ h_3	-30				
延長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	7 地下水排除工	4		集排水ポーリング工	削孔深さ θ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8	砂防編	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8	砂防編	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線または、基準線との関係ついても含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

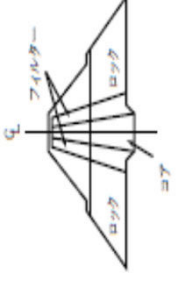
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さとは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

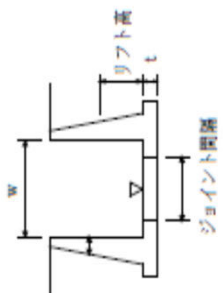

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2,000			


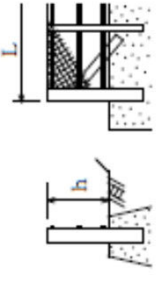
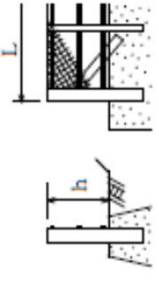
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎グラウチング				ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行う カーテニングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差	100			

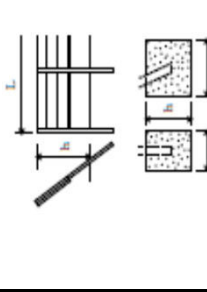
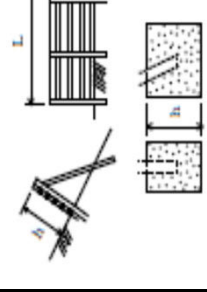
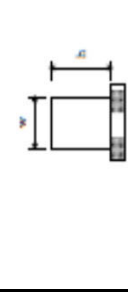
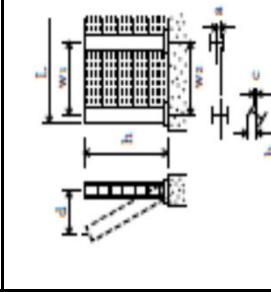
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						部材	部材長 ℓ (m)				
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2		遮音壁支柱製作工		部材	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-3-2
							基準高 ∇	± 30			
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
							幅 (内法) w	-30			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-50 -100			
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート工	6		場所打函渠工		幅	-200	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-9-6
							延長 L	-200			
							幅	-200			
							延長 L	-200			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-200			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工		幅	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
							延長 L	-200			
							幅	-200			
							延長 L	-200			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-200			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工		幅	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50 m) につき1ヶ所、施工延長40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 1 施工箇所毎		10-1-11-5
							延長 L	-200			
							幅	-200			
							延長 L	-200			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	1	11	6		防雪柵工		高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
							延長 L	-200				1施工箇所毎
							基礎					
							高さ h	-30				
10	1	11	7		雪崩予防柵工		高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
							延長 L	-200				1施工箇所毎
							基礎					
							高さ h	-30				
10	1	12	4		遮音壁基礎工		幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
							高さ h	-30				1施工箇所毎
							延長 L	-200				
							埋込み ℓ	-5%				
10	1	12	5		遮音壁本体工		間隔 w1, w2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	
							ずれ a	10				
							ねじれ b-c	5				
							倒れ d	h×0.5%				
10	1	12					高さ h	+30, -20	1施工箇所毎			
							延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

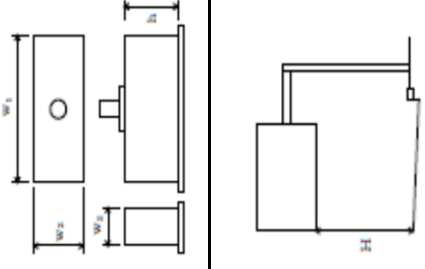
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上			
10 道 路 編	2 鋪 装	4 鋪 装 工			歩道路盤工 取合鋪装路盤工 路肩鋪装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について橋面鋪装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						厚さ	-30	-10				
						t < 15cm	-45	-15				
						t ≥ 15cm	-100	—				
10 道 路 編	2 鋪 装	4 鋪 装 工			歩道鋪装工 取合鋪装工 路肩鋪装工 表層工	厚 さ	-9	-3	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について橋面鋪装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4		
						幅	-25	—				

出来形管理基準及び規格値

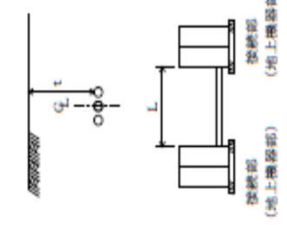
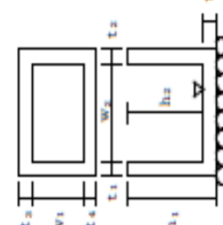
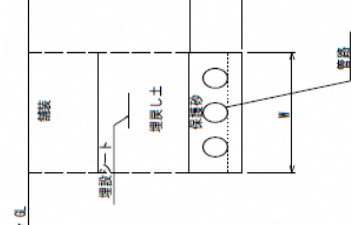
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
						中心のずれ	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	アンカー長	±20	全数	10-2-9-4	
						幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		
						高さ h	-30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基	10-2-9-4	



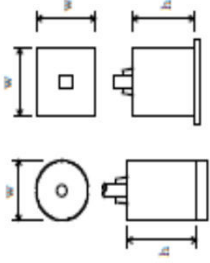


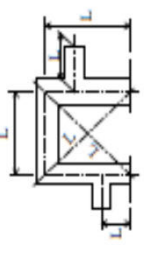

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工 (ハンドホール)	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		10-2-12-5
						延長 L	-200			
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	2 ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5	
					※厚さ t ₁ ～t ₅	-20				
					※幅 w ₁ , w ₂	-30				
					※高さ h ₁ , h ₂	-30				
10 道路 編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	3 ケーブル配管工 (保護砂)	幅(W)	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1箇所につき2箇所		3-2-4-1-一般事項 (砕石基礎工)に 準拠	
					厚さ(h)	-30				
					延長(L)	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	w/500	各脚柱、ベースプレート測定。		10-3-3-3
						プレート	±2			
						孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
						孔の径 d	0~5			
						仮 組 立 時	±5... L ≤ 10m ±10... 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20) / 10) ...	同端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
						柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m ±10... 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20) / 10) ...			
						はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3
						柱の鉛直度 δ (mm)	10... H ≤ 10 H... H > 10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工		基準高▽	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他の寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-6-8
							厚さ t	-20			
							天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
							高さ h ₁	-50			
							胸壁の高さ h ₂	-30			
							天端長 l ₁	-50			
							敷長 l ₂	-50			
							胸壁間距離 l	±30			
							支間長及び中心線の方位	±50			

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格	計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 基 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚(体工 (張出式) (重力式) (半重力式))		基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1 (橋脚方向)	-20			
							敷幅 w_2 (橋脚方向)	-50			
							高さ h	-50			
							天端長 l_1	-50			
							敷長 l_2	-50			
							橋脚中心間距離 l	± 30			
							支間長及び中心線の变位	± 50			

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚(体工) (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格		支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 基 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。		
						計 画 高	+10~-20			
						平 面 位 置	±20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

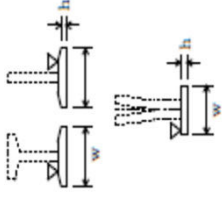
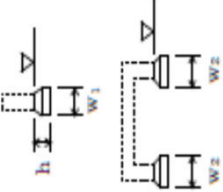
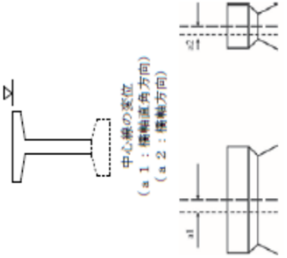
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚(体工) (ラーメン式)	支 承 部	+10~-20	アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。					
						アンカーボルトの箱抜き規格					±20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
						アンカーボルト孔の鉛直度					1/50以下		

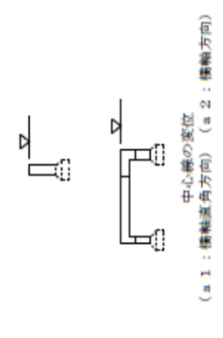
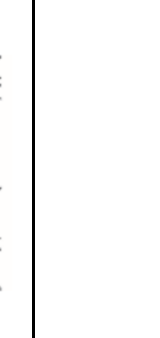
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 (橋脚方向) w	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の变位	±50			


出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ▽	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
10 道路 編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ±5	主桁、主樑の全継手筋の1/2を測定。 ※は耐侯性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11	
10 道路 編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材					10-4-3-9
10 道路 編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))				
						水平度	橋軸方向 橋軸直角方向				1/100
可動支承の橋軸方向のすれ同一支承線上の相対誤差	5	可動支承の橋軸方向の移動量計算値の1/2以上									
可動支承の機能確認 注3)											

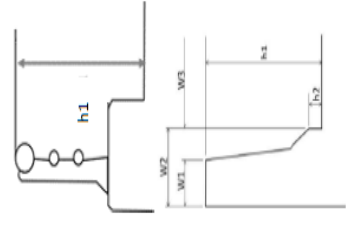
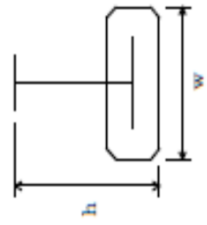
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10	
							可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
		支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋	鋼橋	1/300	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面 及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に 肌つきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm 以下の場合、水 平面の高低差を1mm以下とする。なお、支 承を勾配なりに据付けける場合を除く。	±5	±(4+0.5 ×(B-2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、 支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、 移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満 たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了 後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
			水平度	橋軸方向							橋軸直角方向	
		可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5									
		可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上									
	10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工		アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
								アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
	10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工		地覆の幅 w ₁	-10～+20	I径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
								地覆の高さ h	-10～+20			
							有効幅員 w ₂	0～+30				

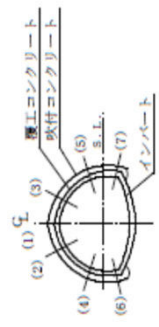
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w_2	-10~+20			
						高 さ h_1	-20~+30			
						高 さ h_2	-10~+20			
						有効幅員 w_3	0~+30			
10 道路 編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 プロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			
10 道路 編	5 コンクリート橋上部	6 プレベーム桁橋工	2		プレベーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッション 後 に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 ℓ ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	3		吹付工		吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)および断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
							位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		角
削孔深さ	—										
孔径	—										
突出量	プレート下面から10cm以内										
10	道路編	4	4		ロックボルト工		位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		10-6-4-4
							角	—			
削孔深さ	—										
孔径	—										
突出量	プレート下面から10cm以内										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	6 トンネル（N A T M）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（扶頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さは、(4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (3) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安全が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
						計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。				
10 道路 編	6 トンネル（N A T M）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

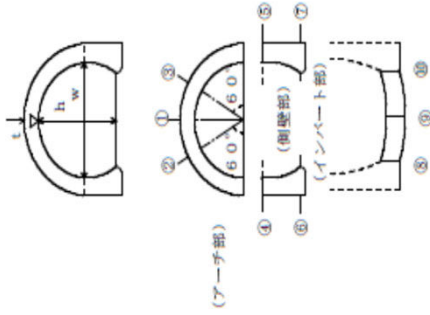
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さは、コンクリート打設前の巻立空間を1打設段の中間と終点を図に示す各点で測定。 (a) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所での測定。		10-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
							高さ h			
延長 L	-200									

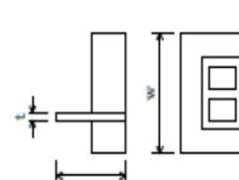
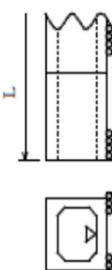
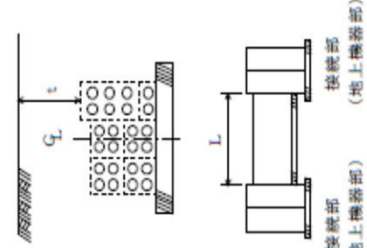
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	6	8	5		明り巻工		基準高▽ (扶頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑥において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅 w (全幅)	-50				
						高さ h (内法)	-50				
						厚 さ t	-20				
						延 長 L	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所での測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1施工箇所毎		10-11-7-2
						延長 L	-200			
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2	1	管路工 (管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーでの測定】		10-12-5-2
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2	2	管 路 工 (管 路 部)	敷き砂厚さt	-10	接続部間毎に1箇所。		3-2-6-10-1透水性舗装工(路盤工)に準拠
						敷き砂幅w	設計値以上			
						保護砂厚さt	-10			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3	1	プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3	2	プレキャストボックス工 (特殊部) (沈下マンホール)	内空幅(W)	-30	1箇所毎		10-12-6-2ハンドホールの工に準拠
						内空高さ(h)	-30			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	コンクリート高さ	-30	1箇所毎		3-2-3-6小型標準工に準拠
						コンクリート幅	-30			
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ t ₁ ~ t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

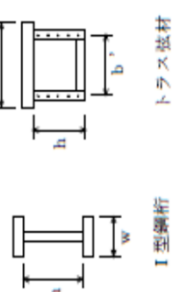
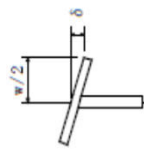
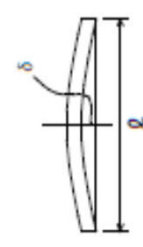
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (x̄)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						幅 w (オーバーレイ)	-	-9			
						延長 L	-	-25			
						平坦性	-	-100			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-	-9			
						幅 w	-	-25			
						延長 L	-	-100			
10	14	4	7	路 上 再 生 工	厚さ t	-	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7	
					幅 w	-	-50				
					延長 L	-	-100				
					路盤工	-	-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要	
									鋼桁等	トラス・アーチ等			
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) ... 2.0 < w	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			10-16-3-4
							圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)			10-16-3-4

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
下 水 道					下水道土木工事必携(案)	[発行：公益社団法人日本下水道協会]	第2編	下水道土木工事施工管理基準及び基準値(案)	による	